

令和 6 年 6 月議会

生活環境委員会 議案説明資料

I. 一般議案

- | | | |
|-----------|-------------------------------------|-----|
| ○ 議案第129号 | 下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について | 1 頁 |
| ○ 議案第132号 | 下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について | 5 頁 |

令和 6 年 6 月

道 路 下 水 道 局

議案第129号

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和6年6月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	252,956円

2 事件の概要

令和6年2月12日午後9時40分頃、市内南区〇〇〇〇〇地内の下水道管が閉塞していたため、当該下水道管に流入してきた下水が同区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所在の相手方〇〇〇〇〇が所有する家屋のトイレから溢水し、当該トイレを汚損し、損害が生じたものである。

位置図

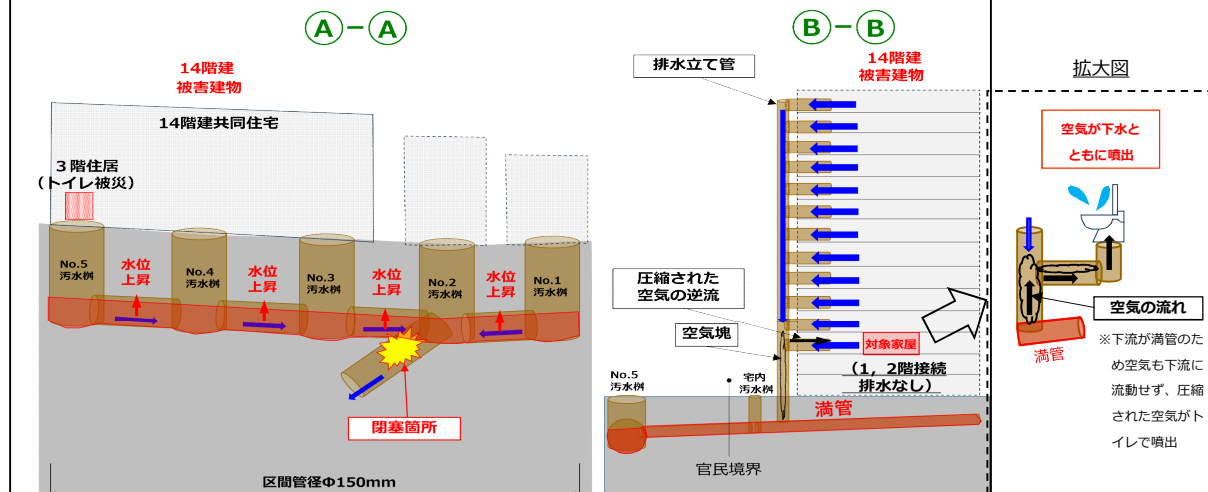
(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。

事故概要図

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。

物的損害	252,956円
市の過失割合	10割
損害賠償額	252,956円

本管閉塞イメージ図（断面図）



閉塞状況（ No. 2 汚水枳 ）



トイレ被災直後状況（遠景）



トイレ被災直後状況（近景）



議案第132号

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年4月26日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	7,800,223円

2 事件の概要

令和５年４月１９日午後８時頃、市内東区〇〇〇〇〇〇〇地内の下水道管が油脂の付着により閉塞していたため、当該下水道管に流入してきた下水が同区〇〇〇〇〇〇〇〇〇所在の相手方〇〇〇〇〇〇〇〇が経営する〇〇〇の床下の排水管から溢水し、当該〇〇〇の床上及び床下が浸水して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

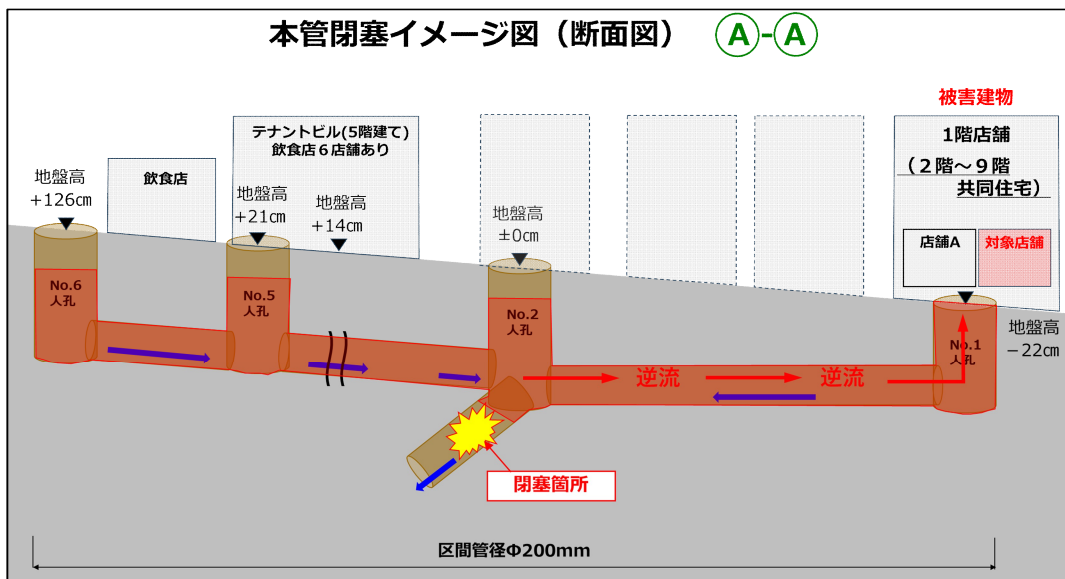
位置図

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

(※) 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

物的損害	6,676,835円
営業損害	1,123,388円
損害額計	7,800,223円
市の過失割合	10割
損害賠償額	7,800,223円

本管閉塞イメージ図（断面図） A-A



閉塞状況（ No. 2 人孔 ）



床下汚損状況（遠景）



床下汚損状況（近景）

